

寝屋川市立男女共同参画推進センターにおける団体登録に関する要領

(目的)

第1条 寝屋川市立男女共同参画推進センター（以下、「センター」という。）の利用の促進及び男女共同参画の実現を目的とする市民団体の活動支援並びに団体間におけるネットワークの形成等を図ることを目的として、寝屋川市立男女共同参画推進センター条例施行規則（平成13年寝屋川市規則第35号。以下「規則」という。）第4条に規定する団体登録について、必要な事項を定めるものとする。

(登録の要件)

第2条 規則第4条による登録の申請があったときは、次の各号に掲げる事項について、確認を行うものとする。

- (1) 主たる活動の目的が男女共同参画社会の実現に向けたものであること。
- (2) 活動の目的に適合する活動を恒常的（活動実績が1年以上）に行っていること。
- (3) 定款、規則及び会則等（以下「定款等」という。）による運営がなされており、かつ、定款等に男女共同参画社会の形成を促進するための研究・活動等を行うことが記載されていること。
- (4) 予算及び決算があること。
- (5) 宗教活動、政治活動、営利等を目的としていないこと。
- (6) 団体の構成員が5名以上であり、かつ、その過半数が寝屋川市民（寝屋川市内に在住し、若しくは在勤し、又は寝屋川市内の学校に在学する者をいう。）であること。
- (7) スポーツ、趣味等の活動を主たる活動の目的としていないこと。
- (8) 新たに団体に加わりたい者が参加できる団体であること。
- (9) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団若しくは同条第6号に規定する暴力団員と密接な関係を有する団体でないこと。
- (10) ふらっとねやがわ連絡会に加入し、会議や事業の運営に協力し、出席すること。また、ふらっとねやがわ連絡会会則第5条第3項に規定する役員に選出された場合も、役員会の運営に協力し、出席すること。

(登録申請及び添付書類)

第3条 団体登録を受ける団体は、規則第4条に規定する寝屋川市立男女共同参画推進センター団体登録（新規・更新）申請書（様式第1号）に、次の各号に掲げる書類を添えて提出するものとする。

- (1) 団体の定款等
- (2) 事業概要
- (3) 予算書、決算書及びその他会計関連書類
- (4) 会員名簿（様式第2号）
- (5) 前号に掲げるもののほか、参考資料

(登録の有効期間)

第4条 登録の有効期間は、登録した日の属する年度の翌年の3月31日までとする。

(登録の更新)

第5条 登録の更新は、当該登録の有効期間の満了の日の1か月前から更新できるものとする。この場合において、更新の申請の際には、寝屋川市立男女共同参画推進センター団体登録（新規・更新）申請書（様式第1号）、寝屋川市立男女共同参画推進センター団体登録更新添付書（様式第3号）及び前第3条の添付書類を添えて提出するものとする。

(登録等の通知)

第6条 規則第4条に規定する登録の申請があったときは、その内容を審査し、寝屋川市立男女共同参画推進センター団体登録決定通知書（様式第4号）及び登録更新の申請があったときは寝屋川市立男女共同参画推進センター団体登録更新決定通知書（様式第5号）により、登録をしないこととしたときは寝屋川市立男女共同参画推進センター団体登録却下通知書（様式第6号）により申請書を提出した団体に通知するものとする。

(センター主催及び共催の講座受講)

第7条 登録団体は、当該団体の構成員が、1年間で1回以上ふらっと市民セミナー等に参加するものとする。

(登録の変更・辞退)

第8条 登録団体は、当該登録に係る届出事項の内容に変更が生じたとき又は当該団体登録を辞退しようとするときは、速やかに寝屋川市立男女共同参画推進

センター団体登録（変更・辞退）届（様式第7号）を提出するものとする。

（登録の取消）

第9条 登録団体が次の項目のいずれかに該当するときは、団体の登録を取り消すこととする。

- (1) 登録内容に虚偽・不実の記載があることが判明したとき。
- (2) 登録団体が解散したとき。
- (3) 原則として、前第5条の登録の更新申請をしないとき。
- (4) 1年間、センターでの活動実績がないとき。
- (5) その他、不適當であると認めたとき。

（登録の取消通知）

第10条 前条の登録の取消をしたときは、寝屋川市立男女共同参画推進センター団体登録取消通知書（様式第8号）により登録の取消をされた団体に通知するものとする。